

(別紙1)

校内指導体制及び関係機関

《いじめ問題対策委員会》

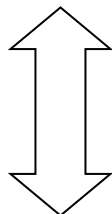
〈構成員〉

校長、教頭、生徒指導担当教諭、各学年主任（特別支援教育代表者含む）、
養護教諭、学年生徒指導担当教諭、不登校担当教諭、スクールカウンセラー、
スクールソーシャルワーカー

（必要に応じて、学級担任、特別活動担当、部活動担当、生徒会担当等も参加）

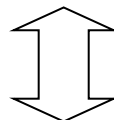
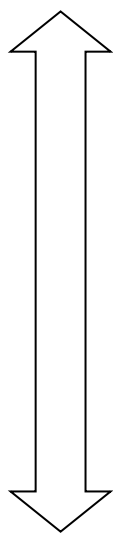
〈役 割〉

- ・ いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や年間計画の作成
- ・ 校内研修会の企画
- ・ 実態把握や情報収集を目的とした取組
- ・ いじめが生じたときの組織的な対応
- ・ いじめ事案の事実関係の調査母体
- ・ 保護者や地域への情報提供
- ・ いじめ防止等についての取組の検証、改善



〈校内組織〉

- ・ 生徒指導
- ・ 道徳・人権
- ・ 特別支援教育
- ・ 学習（学力向上）
- ・ 特別活動
- ・ 第1学年
- ・ 第2学年
- ・ 第3学年
- ・ 特別支援学級
- ・ 生徒会
- ・ 部活動顧問会



〈保護者・地域との連携〉

- ・ 保護者会(学年、学級)
- ・ P T A 常任委員会
- ・ 学校評議員会
- ・ 学校保健委員会
- ・ 中学校区青少年健全育成会議 等

〈関係機関との連携〉

- ・ 警 察
- ・ 青少年センター
- ・ 学校教育課
- ・ はぴいくサポートセンター
- ・ 学校支援チーム 等